

平成30年度江東区こども・子育て支援事業計画の取組予定について

2 地域子ども・子育て支援事業		
(1)利用者支援事業	所管課	保育課
<p>【事業概要・現状・課題】</p> <p>保育園の入園相談は保育課が実施している。これまで子ども家庭支援センター等で保育園入園手続きに関する出張説明会を開催するなど保育園を探す保護者の不安の解消を図ってきた。待機児童が多く発生している現状において、保育所の利用調整に当たり、より保護者に寄り添った支援が求められており、保護者のきめ細かいニーズ・状況を把握し、個々の状況に合わせた案内、情報提供が必要となっている。</p>		
<p>【平成30年度具体的な方針】 新規 ・ レベルアップ</p> <p>保護者が保育サービスを適切に選択し、かつ、円滑に利用できるように、保育サービスに係る情報の集約・提供、相談を行う(仮称)保育園ナビゲーターを配置し、より一人ひとりの状況をきめ細やかに聞き取り、個々の状況に合わせて状況に合わせた情報提供を行い、必要な保育サービスにつなげていく。(平成29年度補正予算により対応)</p>		

(8) 一時預かり事業	所管課	子育て支援課
<p>《リフレッシュひととき保育》</p> <p>【事業概要・現状・課題】</p> <p>在宅で子育てをしている保護者のお子さんを一時的に預かる事業で、子ども家庭支援センターで実施している。保護者のリフレッシュを目的としており、理由は問わない。</p> <p>利用者から「予約が取りづらい」「予約受付の電話が繋がらない」等の問合せが多く、定員枠拡大への要望が高く、現在は電話のみでの予約受付としているが、インターネットを介した予約のニーズがある。</p> <p>また、活動するボランティアの数が不足しており、活動可能な曜日に偏りがあるなど安定的な運営が難しい状況にある。</p>		
<p>【平成30年度具体的な方針】 新規・レベルアップ</p> <p>(1)リフレッシュひととき保育の定員拡大 全センターに非常勤職員1名を増員配置することにより、定員枠の拡大を図る（5センター合計で18名の増）。</p> <p>(2)リフレッシュひととき保育予約システムの構築 インターネットを介してパソコンやスマホからひととき保育の予約ができるようにする。</p>		
<p>《ファミリー・サポート事業》</p> <p>【事業概要・現状・課題】</p> <p>区内で育児の手助けを必要とする方(利用会員)と手助けができる方(協力会員)の会員同士による援助活動で、保育園・幼稚園の送迎等に利用されている。</p> <p>利用会員が本事業を利用するにあたり、利用者の様々な要望に応えられず、使い勝手が悪いとの声が多く寄せられている。</p>		
<p>【平成30年度具体的な方針】 新規・レベルアップ</p> <p>柔軟な対応に向けた見直し</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用時間の拡大 基本的な利用時間である7時～22時の前後の時間帯についても、協力会員の承諾があれば利用可能とする。 2. 利用会員宅への送迎 協力会員の自宅でこどもの預かりをする時に、現在は利用会員が協力会員宅まで自分で連れて行く必要があるが、保護者の病気などやむを得ない場合で保護者が自宅にいる場合には、協力会員による送迎を可能とする。 3. 利用会員宅での預かり こどもの預かりをする場合、現在は協力会員の自宅に限定しているが、保護者が一緒にいる場合に限り利用会員宅での預かりを可能とする。 4. 利用児童の対象年齢の拡大 生後57日～小学3年生までを小学6年生までに拡大する。 5. 利用会員説明会開催場所の拡充 ファミリーサポート事務局のほかに、各子ども家庭支援センターで複数回開催する。 		

(9)病児保育事業	所管課	保育課
<p>【事業概要・現状・課題】</p> <p>保育施設に月極めで通っている原則満1歳～就学前の乳幼児を対象に、子育てと就労の両立支援の一環として、「病気」又は「病気の回復期等」により、普段通っている保育施設での集団保育を実施するのが困難である時期に、区が委託する実施施設で一時的にお子さんを預かる事業。</p> <p>医療機関併設型の施設は、恒常的に申込者数が利用定員を上回っているため予約がとりづらく、キャンセル待ちが生じている。</p>		
<p>【平成30年度具体的な方針】 新規 ・ レベルアップ</p> <p>特に需要の多い病児保育を、必要な時に利用しやすくするために、医療機関併設型の病児・病後児保育室の利用定員拡大を検討する。</p>		

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業	所管課	保育課
<p>【事業概要・現状・課題】</p> <p>私立保育園は原則として保護者からの実費徴収を行わないこととしているが、認定こども園はその特性上、2号認定こどもに係る実費徴収を認めている。そこで、各施設事業者が利用者から実費徴収を行った場合に、生活保護世帯を対象にその費用の一部を補助する必要がある(2号認定児童が対象)。</p> <p>現状、事業は実施していない。</p>		
<p>【平成30年度具体的な方針】 新規・レベルアップ</p> <p>認定こども園で「実費徴収に係る補足給付」に係る補助金を検討する。</p>		
(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業	所管課	学務課
<p>【事業概要・現状・課題】</p> <p>認定世帯へ教育・保育に必要な費用を助成する事業で、新制度で新たに導入された。国が定める公定価格を基に、区市町村は条例等により利用者負担額を設定するが、施設によっては、利用者負担額とは別に実費徴収を行う場合があるため、公費による補助を実施し、低所得者の負担軽減を図る必要がある。</p> <p>現状、事業は実施していない。実施にあたっては、公平性を欠くことがないよう、補助対象費目の統一を図る必要がある。</p>		
<p>【平成30年度具体的な方針】 新規・レベルアップ</p> <p>生活保護世帯を対象に、実費負担分の補助を行うことを検討する。</p>		

4 その他の推進事業

(2) 児童虐待防止対策

所管課

子育て支援課

【事業概要・現状・課題】

児童虐待受理・対応件数が増加傾向にある中、早期発見・未然防止策の充実が必要となっている。

一方、ケースの重篤化、対応の長期化による継続件数の増や新規事業の開始等による南砂子ども家庭支援センターの虐待対策ワーカーが担当する要保護支援事業の利用調整業務が増大している。

【平成30年度具体的な方針】 新規・レベルアップ

南砂子ども家庭支援センターに虐待対策ワーカー常勤1名を増員配置する予算を計上することで、児童虐待対応・支援の更なる充実を図る。